

健衛発0331第2号

平成23年3月31日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局生活衛生課長



東京電力福島第一原子力発電所災害に係る避難指示区域内の御遺体の取扱について

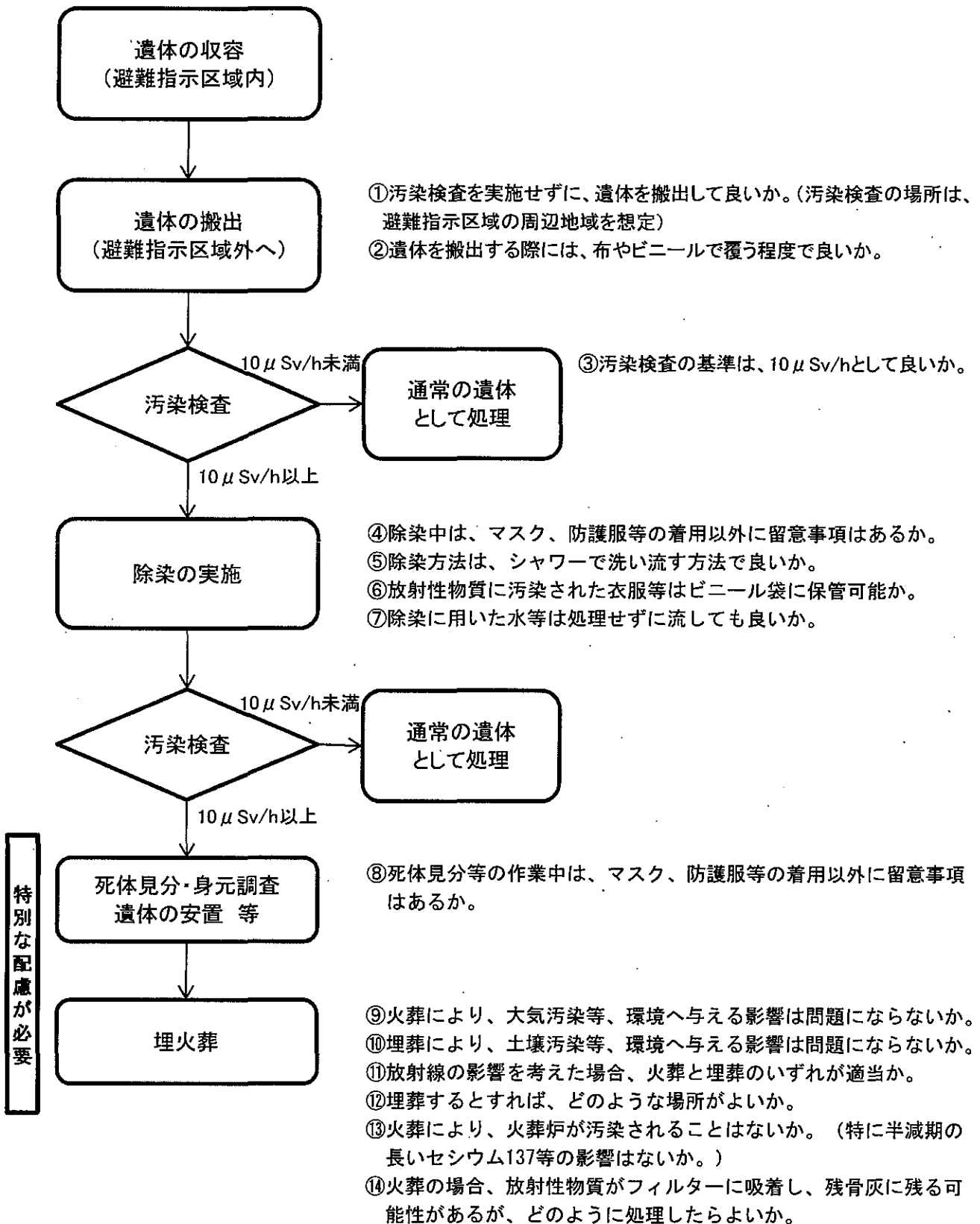
東京電力福島第一原子力発電所災害に係る避難指示区域内の御遺体の取扱について、経済産業省緊急時対応センター（ERC）を通じて原子力安全委員会に対して別添1のとおり照会したところ、別添2のとおり回答がありました。

原子力安全委員会からは、御遺体の放射能は、ほぼ体表面に残存するものであり、火葬、土葬共に環境へ与える影響は問題にならない等の見解が示されておりますので、各都道府県におかれましては、円滑かつ適正な埋葬、火葬の実施に資するよう、管内市町村及び火葬場等への周知及び指導方よろしくお願いいたします。

原子力安全委員会への照会事項

- 1 避難指示区域内のご遺体について、汚染検査を実施せずに、避難指示区域外に搬出しても良いか（汚染検査の場所は、避難指示区域の周辺地域を想定）。搬出時は、ご遺体をビニール、布で覆う程度で良いか。
- 2 汚染検査の基準は「10万 cpm 以上」とされているが、「 $10\mu\text{Sv/h}$ 以上」として良いか。
 - ※) 1体当たり平均30分要する作業を年間1000体分実施したとしても被曝線量は5mSv/年を下回る。
- 3 避難指示区域外に搬出したご遺体について、汚染検査を実施した結果、放射線量が $10\mu\text{Sv/h}$ 以上であった場合には、除染を実施することになるが、どのような点に留意したら良いか。
 - 3-1 ご遺体の除染中の留意点（マスク、防護服等を着用すれば良いか）
 - 3-2 除染の方法は、シャワーで洗い流せば良いか。
 - 3-3 放射性物質に汚染された衣服等は、ビニール袋に保管可能か。
 - 3-4 除染に用いた水等は処理せずに流しても良いか。
- 4 除染後も $10\mu\text{Sv/h}$ 以上のご遺体については、死体見分や埋火葬を実施する際に、どのような配慮が必要であるか。
 - 4-1 作業者は、マスク、防護服等の着用は必要か。
 - 4-2 火葬により、大気汚染等、環境へ与える影響は問題にならないか。
 - 4-3 埋葬により、土壌汚染等、環境へ与える影響は問題にならないか。
 - 4-4 放射線の影響を考えた場合、火葬と埋葬のいずれが適当か。
 - 4-5 埋葬するとすれば、どのような場所が良いか。
 - 4-6 火葬により、火葬炉が汚染されることはないか。（特に半減期の長いセシウム137等の影響はないか。）
 - 4-7 火葬の場合、放射性物質がフィルターに吸着し、残骨灰に残る可能性があるが、どのように処理したら良いか。

避難指示区域内の遺体処理のフロー図



避難指示区域内のご遺体の取扱いに関する照会について

平成23年3月30日

原子力安全委員会

緊急技術助言組織

標記について、以下の通り助言します。

1 について

ご遺体は、ご本人の尊厳とご遺族の心情に配慮してお取扱いいただきますよう、お願いいたします。搬送者につきましては、防護措置（半面ヨウ素マスク、タイベックススーツ、ゴム手袋、長靴等）を行い、ご遺体はビニールシートでつつみ、汚染の拡大防止に務めてください。

2 について

表面汚染検査計がない場合、 γ 線サーベイメータで代用可能です。その場合は、1m離れた場所で $10\mu\text{Sv/h}$ を衣服等の脱着の判断基準としてください。

(γ 線サーベイメータは、NaIシンチレーションサーベイメータを使用することが適当です。)

3 について

※ 避難範囲外において、表面検査等を実施する場合は、汚染の拡大を防止するため、区画されたビニールシート上で行ってください。

(3-1) 半面ヨウ素マスク、タイベックススーツ、ゴム手袋、長靴等により適切な防護措置をとることが望ましいです。

(3-2) 衣類等の脱着後においても、上記判断基準を超える場合は、濡れた布等で全身をよく拭き取り、ご遺体を布等でおつつみください。

(3-3) 脱着した衣類及び拭き取り布等は、そのままビニール袋の中に入れて密封し、特定した場所で保管してください。貴重品や装身具等は別の袋に保管してください。最終的な処分方法は、今後決められることとします。

(3-4) 基準以上の汚染が残存するご遺体は、重ねて布等でくるむようにしてください。

4 について

(4-1) 3-1の回答に準じます。

(4-2~4) ご遺体の放射能は、ほぼ体表面に残存するものであり、火葬、土葬共に環境へ与える影響は問題になりません。

(4-5) 通常に埋葬する場所がかまいません。

(4-6, 7) 汚染はわずかであり、問題になりません。

(以上)